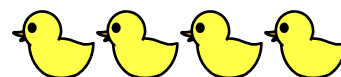


《4》年代を問わず利用できる支援

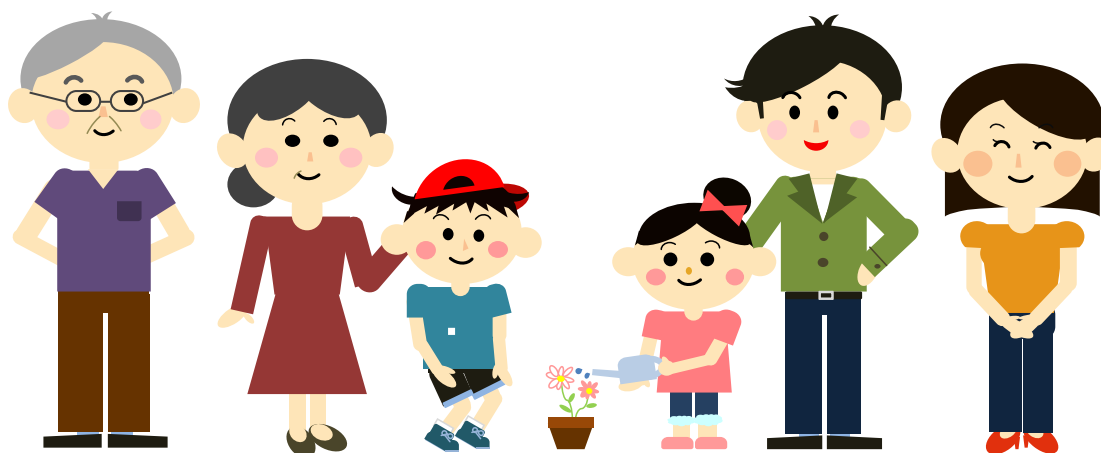


(1) 相談窓口

46	明石市立発達支援センター	87
47	ひょうご発達障害者支援センター クローバー	89
48	ふたみ総合支援センター	92
49	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター ほっと	93
50	身近なところの相談	94
51	明石健康福祉事務所(明石保健所)	95

(2) その他

52	休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所	96
53	日帰りショートステイ事業	97



46 明石市立発達支援センター

お問い合わせ

〒674-0092

明石市二見町東二見1836-1

ふれあいプラザあかし西 2階

電話 078-945-0290

Fax 078-945-0291

HP http://www2.city.akashi.lg.jp/fukushi/f_syougai_ka/hattatsu_cen/

1 明石市立発達支援センターとは

発達障害をはじめ、支援を必要とする方とご家族への継続した相談支援・発達支援・就労支援及び啓発活動と研修等を関係機関と連携しながら行っています。

2 業務内容

(1) 個別相談（予約制）

専門スタッフが面談による相談をお受けします。センターまでご連絡ください。

なお、必要に応じて訪問相談もお受けします。

〈相談支援〉

日常生活（生活リズム、身辺処理、コミュニケーション、行動上のこと、学校や職場でのことなど）に関わるさまざまな相談をお受けします。

関係機関等の紹介・情報提供も行います。

〈発達支援〉

発達支援に関する相談をお受けします。

保育所や幼稚園、学校等の教育機関（施設）や医療機関等と連携を図りながら、支援の方法をともに検討していきます。

〈就労支援〉

就労に関する相談をお受けします。

明石市障害者就労・生活支援センター「あくと」やハローワーク等の関係機関と連携を図りながら支援を行います。

(2) 学校・園などへの巡回相談

必要に応じて学校、幼稚園、保育所等を巡回し、教師や保護者等からの相談をお受けします。

(3) 啓発活動と研修

障害に関する正しい理解や支援の方法を広めるために、啓発活動や研修会を行っています。また、発達障害に関する図書の貸出しを行っています。

(4) 関係機関と連携

ひょうご発達障害者支援センターや児童発達支援センター、市内の相談支援事業者等と連携を図ります。 ※センターの運営については、兵庫教育大学と連携しています。

(5) 支援冊子の発行

啓発パンフレット「発達障害の理解のために」やサポートノート、療育・就労支援ガイドブック（当冊子）を発行しています。冊子はホームページからダウンロードができます。サポートノートの製本版を希望される方は、発達支援センター、障害福祉課、こども健康課に置いてありますので、ご利用ください。

3 利用案内

(1) 利用対象者

発達障害をはじめ、支援を必要とする明石市にお住まいの方やそのご家族。障害児者に関わる関係者や関係機関など。

(2) 利用方法

相談は来所による面談で行います。予約制になりますので、電話またはファックスでお申し込みください。

(3) 受付時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時から午後5時まで

(4) 相談時間

1回あたりの相談は1時間をめどにしています。

(5) 料金

相談は無料です。 ※発達検査や診断は行っていません。

4 付近の案内図



47 ひょうご発達障害者支援センター クローバー

お問い合わせ

〒671-0122

高砂市北浜町北脇519

電話 0792-54-3601 (直通)

Fax 0792-54-3403 (代表)

Eメール auc.clover@nifty.com

HP <http://auc-clover.a.la9.jp/>

1 ひょうご発達障害者支援センター クローバーについて

この事業は、平成14年度に国の「自閉症・発達障害者支援センター事業」として創設され、平成17年4月、発達障害者支援法の施行を受けて「発達障害者支援センター」に名称変更されました。

兵庫県では、平成15年12月に社会福祉法人あかりの家に委託され事業を行っています（スタッフ4名）。

平成17年6月から、県の単独事業としてランチが創設され、社会福祉法人ゆたか会、社会福祉法人三田谷治療教育院が事業を開始し、平成21年4月から社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団、平成22年7月から（社福）希望の家、平成23年8月から（社福）愛心福祉会（スタッフ各2名）が新たに事業を始めました。

クローバーには専属スタッフが配置され、ご家族、関係施設、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言等を行っています。また、関係施設・関係機関等との連携により、地域における支援体制の総合的な整備を図りたいと考えています。

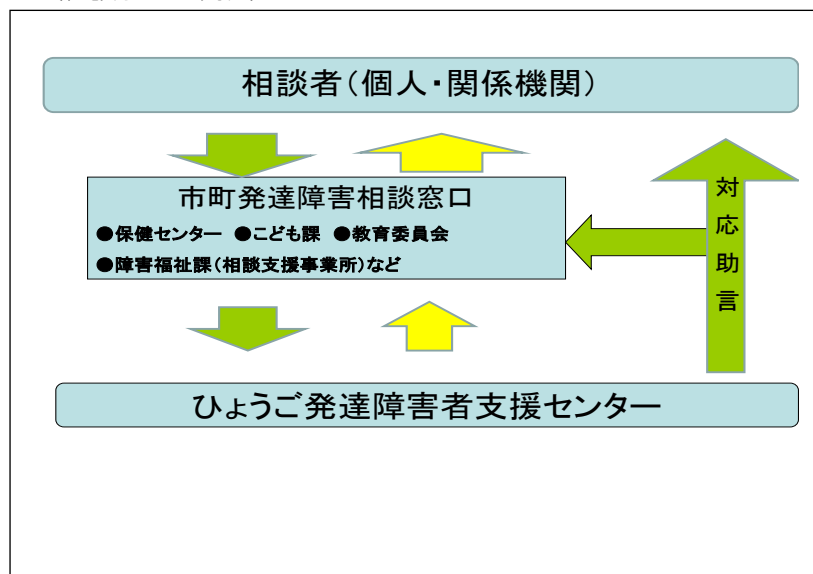
2 利用対象

自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）などの発達障害をもつご本人、ご家族、関係施設・関係機関のスタッフなど。対象となる方の年齢は問いません。

3 相談受付

特別支援教育や市町の相談支援体制が充実し、さらに、発達障害が障害者総合支援法によって明確に位置づけられ、一次的な相談支援は市町で担うことと整理されたことから、初回の相談は基本的に市町発達障害相談窓口でご相談いただくこととなりました。

(相談までの流れ)



- ①相談者より市町発達障害相談窓口において相談を受け付けます
- ②市町発達障害相談窓口でひょうご発達障害者支援センターでの相談を希望される場合、市町発達障害相談窓口がひょうご発達障害者支援センターまで相談票を送付し調整の上、相談、支援を行います。
- ③福祉サービスのコーディネート等の相談は原則市町発達障害相談窓口で実施し、ひょうご発達障害者支援センターはより専門的な対応助言を行います。

※市町発達障害相談窓口でのご相談を了承されない場合は、ひょうご発達障害者支援センターで直接ご相談を行います。

(発達障害相談窓口)

0歳から就学まで	就学から15歳まで (義務教育終了まで)	16歳から18歳まで (義務教育終了後)	19歳以上
明石市立発達支援センター 078-945-0290 (87ページ)	明石市立発達支援センター 078-945-0290 (87ページ)	明石市立発達支援センター 078-945-0290 (87ページ)	明石市立発達支援センター 078-945-0290 (87ページ)
明石市福祉局 子育て支援室 こども健康課 078-918-5656 (3・4ページ)	明石市立明石養護学校 (市内学校園在籍の児童生徒に限る) 078-918-5935 (25・27ページ)	明石市基幹相談支援センター 078-924-9155 (93ページ)	明石市基幹相談支援センター 078-924-9155 (93ページ)
	明石市基幹相談支援センター 078-924-9155 (93ページ)	明石障害者就労・生活支援センター あくと 078-915-0621 (69ページ)	明石障害者就労・生活支援センター あくと 078-915-0621 (69ページ)

4 サービス内容

外来・電話・Eメール・FAX・訪問等の相談に応じます。相談にかかる費用は無料です(予約制:電話相談30分、外来相談60分)。

48 ふたみ総合支援センター

お問い合わせ

〒674-0092

明石市二見町東二見1836-1

ふれあいプラザあかし西 3階

(平成29年10月から1階へ移動)

電話 078-945-3170

FAX 078-945-3171

1 実施主体
明石市

2 運営主体
社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

3 業務内容

「ふたみ総合支援センター」は、すべての人が安心して暮らせる地域づくりを目指して、二見中学校区を地域拠点に、高齢者、障がい者、子どもに関する相談などを電話や訪問にてお受けし、必要な支援を行うセンターです。

○高齢の方の相談

- ・高齢の方の保健・福祉サービスに関する相談や手続きの代行
- ・介護保険についての相談 など

○障がいのある方や子どもに関する相談

- ・基幹相談支援センターや発達支援センター、子育て支援センターなどの関係機関と連携して対応します。

4 相談受付
月曜日～金曜日：8時55分～17時40分（土日祝及び年末年始は休みです）

5 付近の地図
87ページの46明石市立発達支援センターと同じ

49 明石市基幹相談支援センター 兼障害者虐待防止センター ほっと

お問い合わせ

〒673-0037

明石市貴崎1丁目5番13号

(明石市立総合福祉センター1階「高齢者・障害者の総合相談窓口」)

電話 078-924-9155

Fax 078-924-9134

障がい者の虐待に関する通報は078-924-9156

(24時間受付)

(平成29年4月1日現在)

1 実施主体

明石市

2 運営主体

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

3 業務内容

(1) 基幹相談支援センター

- ① 障がい者やその家族からの総合的な相談及び対応
- ② 地域の相談支援事業者間の調整及び支援
- ③ 障がい者の権利擁護

(2) 障害者虐待防止センター

- ① 養護者等による障がい者虐待に関する通報及び届出の受理
- ② 養護者による障がい者虐待の防止及び虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報及び啓発

4 相談受付

月曜日～金曜日：8時55分～17時40分（土日祝及び年末年始は休みです。）

ただし、障がい者への虐待に関する通報は24時間受付（078-924-9156）

5 付近の案内図

7ページの6あかしおもちゃ図書館と同じ

50 身近なこころの相談

お問い合わせ

市民生活局健康医療室健康推進課

〒673-0882

明石市相生町2丁目5番15号

電話 078-918-5657

Fax 078-918-5655

メール kenkou@city.akashi.lg.jp

政策局市民相談室

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

電話 078-918-5002

Fax 078-918-5102

メール soudan@city.akashi.lg.jp

教育委員会事務局

児童生徒支援課青少年育成センター

〒673-8686

明石市中崎1丁目4番1号

電話 078-918-5410

Fax 078-918-5135

メール ikusei-c@city.akashi.lg.jp

こころのケア相談（健康推進課）

こころの悩みでお困りの方及びその家族の方を対象にした臨床心理士による個別相談
相談実施日の詳細は広報あかしに掲載しています。

[相談日時] 毎月2回 月曜日/13時15分～15時15分

[相談場所] 健康推進課（明石市立保健センター内） 電話/918-5657（要予約）

9ページの8家庭児童相談室の地図参照

※事前に予約が必要です。

こころの相談（市民相談室）

臨床心理士職員による心の悩み、心の健康など、心の問題全般についての相談

[相談日時] 第1・3水曜日/10時00分～12時00分

[相談場所] 市民相談室 電話/078-918-5002（要予約）

100ページの明石市役所担当課配置図を参照

※事前に予約が必要です。

子どものこころのケアについての相談（児童生徒支援課青少年育成センター）

市内在住の小・中学生のこころのケアについての相談

[相談日時] 月～金曜日 9時00分～19時00分（祝日は除く）

[相談場所]

（電話相談）教育委員会児童生徒支援課青少年育成センター 電話/078-918-5410

（来所相談）明石市立中崎小学校内児童生徒支援課中崎分室 ※電話により要予約

※明石健康福祉事務所でもこころのケア相談を行っています。95ページをご覧ください。

5 1 明石健康福祉事務所(明石保健所)

お問い合わせ

〒673-0892

明石市本町2-3-30

明石健康福祉事務所(明石保健所)地域保健課

電話 078-917-1131

Fax 078-917-1138

※明石市が中核市になることに伴い、当事務所は平成30年3月30日に閉庁します。

1 特定医療費(小児慢性特定疾病)の申請手続き

特定の慢性疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため医療費(入院・通院・訪問看護)が給付されます。(一部自己負担あり)

対象は、18歳未満。(18歳到達時点で特定医療費(小児慢性)医療受給者証を持っており、引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長可)

対象になる疾患等の詳細は、下記でご覧になれます。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/mokujisyouni.html>

2 長期療養児等相談支援

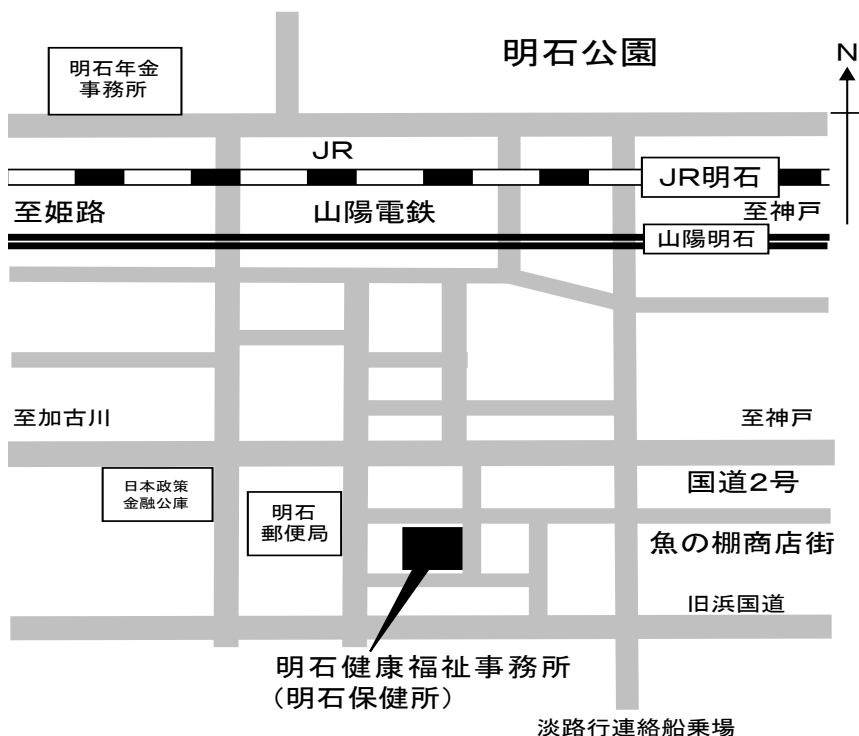
小児慢性特定疾患児等への電話相談、面接、訪問を行っています。

3 こころのケア相談

精神科医・保健師による精神疾患等こころの悩みの相談を行っています。

精神科医による相談は、月1回の予約制です。

4 付近の案内図



5 2 休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所

お問い合わせ

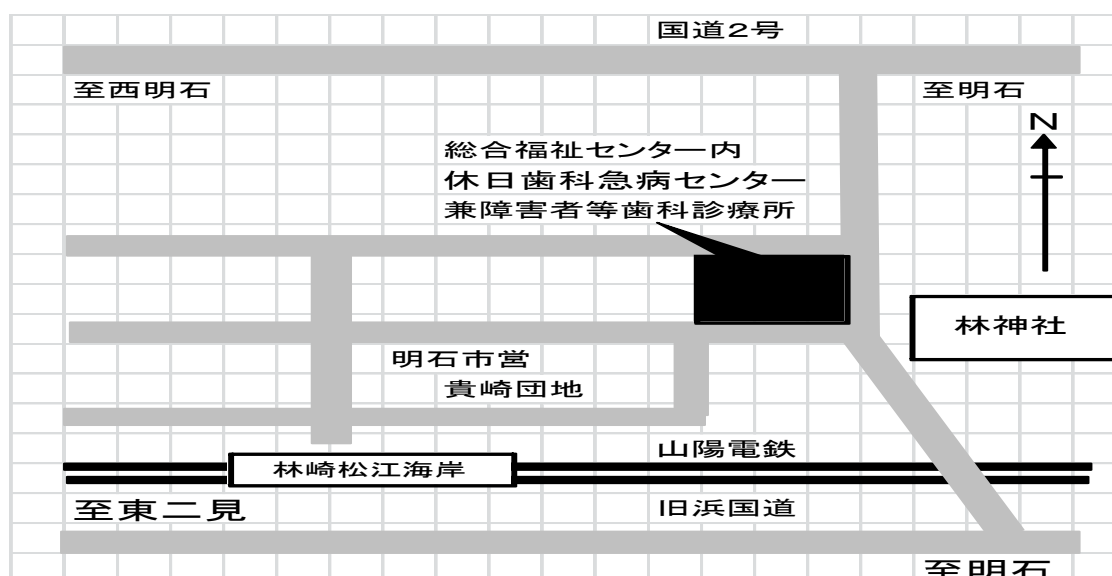
〒673-0037

明石市貴崎1丁目5番13号 総合福祉センター内

電話 078-918-5664

Fax 078-918-5665

- 1 実施主体
明石市
- 2 運営主体
一般社団法人 明石市歯科医師会
- 3 実施内容
一般の歯科開業医では治療困難な心身障害者（児）等の歯科治療及び保健指導を行います。
- 4 対象者
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- 5 診療日等
 - (1) 診療日 毎週水曜日・木曜日 午後1時～午後4時（予約制）
 - (2) 障害者（児）電話相談 月曜日～金曜日 午前10時～正午
午後1時～午後4時
- 6 必要なもの
健康保険証・障害者医療費受給者証
- 7 付近の案内図



53 日帰りショートステイ事業

お問い合わせ

福祉局生活支援室障害福祉課

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号（市役所・本庁舎1階）

電話 078-918-1344

Fax 078-918-5244

メール shoufuku@city.akashi.lg.jp

障害児・知的障害者の日中活動の場の提供や介護者の負担軽減を目的として、ショートステイ施設にて日中サービスを提供します。

費用：サービスにかかる費用の1割を負担していただきます。

（申請者等の課税状況により軽減制度があります）

対象：知的障害者（児）

身体障害児（身体障害者手帳を持っている人）

（平成29年6月1日現在）

事業所名	実施主体	郵便番号	所在地	対象者	電話
					Fax
大地の家	社会福祉法人 明桜会	674-0051	明石市大久保町大窪2752-1	知的障害者（児）	078-934-1212
					078-934-8952
あゆみの里	社会福祉法人 神戸あゆみの会	651-2321	神戸市西区神出町宝勢字辻堂西 858-1	知的障害者	078-965-2360
					078-965-3180
さわらび学園	社会福祉法人 縦の木福祉会	651-2312	神戸市西区神出町南619	知的障害者（児）	078-965-2387
					078-965-2393
生活支援センター	社会福祉法人 加古川はぐるま福祉会	675-0002	加古川市山手1丁目11-10	知的障害者（児）	0794-38-8728
					0794-38-0368
あかりの家	社会福祉法人 あかりの家	671-0122	高砂市北浜町北脇504-1	知的障害者（児）	0792-54-3292
					0792-54-3403
三木精愛園	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	673-0534	三木市緑が丘町本町2丁目3	知的障害者（児）	0794-85-8791
					0794-85-5420
姫路暁乃里	社会福祉法人 五倫会	671-0111	姫路市の形町の形3558	知的障害者（児）	079-247-9797
					0792-47-9898
とこはの家	社会福祉法人 新緑福祉会	651-2121	神戸市西区玉津町水谷字セリ合 400-7	知的障害者	078-913-1136
					078-913-1137
ライフセンター神戸	社会福祉法人 あおぞら	651-2301	神戸市西区神出町勝成字野口16-8	知的障害者	078-965-3883
					078-965-3885

障害児入所施設おお ぞらのいえ	社会福祉法人	651-2181	神戸市西区曙町1070	身体障害児	078-927-2727
	兵庫県社会福祉事業団				078-923-9253
なごみの里	社会福祉法人	651-2321	神戸市西区神出町宝勢字辻堂西 859-1	身体・知的障害者	078-965-0137
	神戸あゆみの会				078-965-3811

*事業所によって受け入れ対象や定員が異なりますので、事前に各事業所にご相談ください。

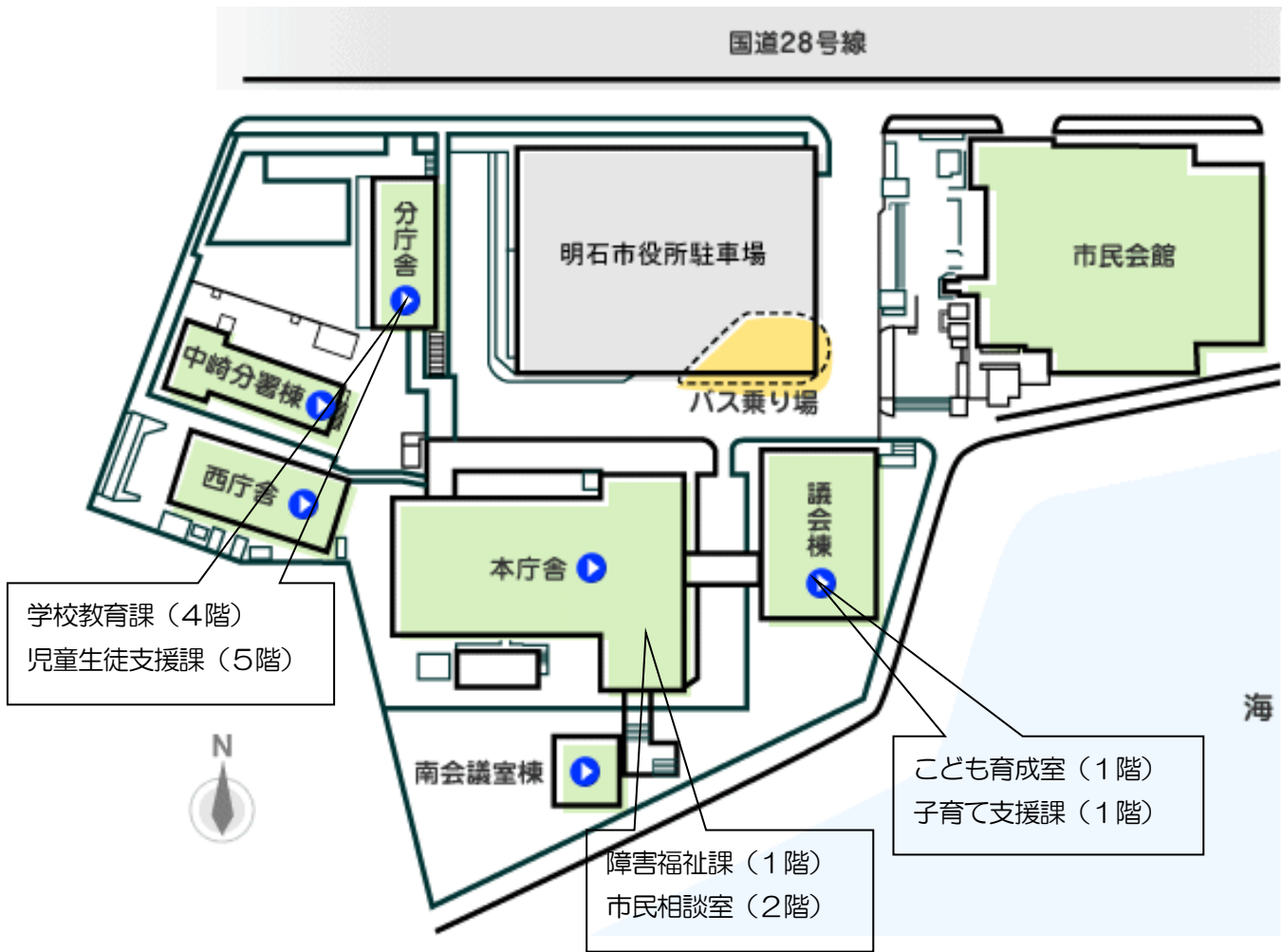
《5》 大久保北部地域図及び明石市役所担当課配置図

〈大久保北部地域図〉



- No25, 26, 27, 29, 40 明石市立ゆりかご園
- No5, 24 神戸大学附属特別支援学校
- No19, 20 明石市立明石養護学校
- No41, 53 大地の家
- No25, 31, 40, 41 博由園
- No41 やまもも支援センター
- No41, 42 明石市立木の根学園 たんぽぽ工房
- No41, 43 明石市立木の根学園 ひまわり工房

<明石市役所担当課配置図>



No1, 7, 8

No11, 12, 13, 17

No14, 15, 16, 18

No25, 26, 27, 28, 31, 40, 41, 44, 45, 53

No50

No50

子育て支援課

こども育成室

学校教育課

障害福祉課

市民相談室

児童生徒支援課